

# Truth ~真実~



第25号

2020年5月18日発行

発行責任者 岡本 洸太  
編集者 教 宣 部

## 無関心のままで本当に良いの!?

神 奈 川 新 聞

読者のページ

### 無関心が「なし崩し」助長

主夫 金井 良雄 78

独身時代は憲法や法律と聞いても高所のものに感じてあまり関心がありませんでしたが、結婚してからひたひたと肌に感じました。生活費は定時に働く給料だけでは足りません。

穴埋めとして年2回の賞与が支給されましたが、子どもの教育費や将来のために貯金するには当然残業するしかなく、そこで初めて労働基準法36条、通称サブプロク協定の存在を知りました。

時間外や休日働くときは労働組合と使用者で協議をして働き方を決めなければならぬというもので、時間外や深夜の労働には割増賃金が支払われます。私はこの協定のおかげで、何とか健康に働けて、無事、定年を迎えられました。

しかし聞くところによると現在は、サービス残業を抑制する法律の改定は、国会で成立せず、緊急勅令で運用されています。憲法に緊急事態条項を持つ国をみると、まずドイツは、自然災害のとき、国内を移動する自由を制限できると定めています。武力による攻撃を受け、連邦議会が「防衛上の緊急事態」を確定した場合、国民は財産権など一定の権利を制限されます。スペインは今回の新型コロナウイルスの感染拡大で、憲法の非常事態の規定を発動し、厳しい外出制限を課しました。

業、家庭持ち帰り残業、はでは月100時間以上の時間外労働で過労死が多発。異常事態です。もつと労働基準法に関心を持つべきでしょう。

憲法も同じです。無関心していると、時の権力者に「なし崩し的に」なにかしら「にされてしま

自由の声

5月18日神奈川

### 緊急事態条項

なぜなに?

昔の憲法で政府悪用

現在では設けず法律で

憲法の緊急事態条項

大日本帝国憲法  
社会の安全を保つため、災害を避けるため、緊急に必要で、帝国議会が閉会中の場合  
天皇が緊急勅令  
戦争などの非常時は軍隊に立法権、行政権、司法権の全部または一部をゆだねる  
天皇が「戒厳」の宣言など

日本国憲法  
緊急事態条項  
緊急事態条項は設けず  
政府や軍が悪用

大日本帝国憲法  
日本国憲法  
緊急事態条項

憲法に緊急事態条項を持つ国をみると、まずドイツは、自然災害のとき、国内を移動する自由を制限できると定めています。武力による攻撃を受け、連邦議会が「防衛上の緊急事態」を確定した場合、国民は財産権など一定の権利を制限されます。スペインは今回の新型コロナウイルスの感染拡大で、憲法の非常事態の規定を発動し、厳しい外出制限を課しました。

ドイツや韓国は規定

韓国の憲法には▽天災などで、国会を招集する余裕がないとき、大統領は法律の代わりとなる大統領令を発することができる▽戦争時の国家非常事態では、大統領が戒厳を宣言する—といった規定があります。米国は国家緊急事態法などがあり、憲法は「非常の場合、大統領は議会を招集する」などだけです。(2013年5月に配布された衆議院憲法審査会の資料などを参考にしました)

コロナ禍に乗じて、憲法改悪・緊急事態条項新設を目論む安倍首相が取りざたされています。憲法にも行動規制を盛り込む必要があると思う方も居るのかもしれませんが、しかし、現法律においても行動の制限をする規定が盛り込まれています。コロナと自民党草案の緊急事態条項は全くもって別物です。火事場泥棒的やり方を許して良いのでしょうか？

読者の声「無関心が『なし崩し』助長」がまさにその通りではないでしょうか？検察庁法改正も一人の投稿が無ければ、なし崩しになっていたのかもしれませんが、騙す権力者が一番悪いですが、騙されている自分たちにも責任があります。いつの間にか・・・知らない内に・・・とならないために関心を持ちましょう！